

1人1台端末の積極的な利活用に当たっての留意点と新たに作成した「本格運用時チェックリスト」等についてお知らせします。

2文科初第1962号  
令和3年3月12日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
瀧本 寛

GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）

文部科学省では、Society 5.0 時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しているところであり、関係各位の御尽力により、本年4月から、全国のほとんどの義務教育段階の学校において、児童生徒の「1人1台端末」及び「高速大容量の通信環境」の下での新しい学びが本格的にスタートする見込みとなっています。

この度、各学校での1人1台端末の本格的な活用を積極的に進めていただくに当たり、各学校設置者等において御留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。併せて、学校設置者等が新しいICT環境を本格的に運用するに当たり確認しておくべき事項等について「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」（別添1）、「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」（別添2）、「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」（別添3）も作成しましたので適宜活用ください。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高

等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 端末の整備・活用について

端末整備については、「新型コロナウイルス感染症対策としての ICT を活用した 児童生徒の学習活動の一層の支援について」（令和 3 年 1 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、早期導入に向けたさらなる取組を推進するとともに、整備された端末がクラウド活用を基本として積極的に利活用されるよう、フィルタリングなど各種サービスの設定、カメラ機能やネットワーク機能の設定等を適切に行うこと。なお、本年 1 月に文部科学大臣より OS 事業者に対して、端末を安全・安心に利活用するための方針の整理を依頼し、各社でその公表を進めているところであり、文部科学省においても、本年 3 月中にはその概要資料等を公表する予定であること。

また、公立学校における端末整備に関しては、国は既に地方財政措置が講じられている 3 人に 1 台分の端末は地方自治体が整備することなどを前提に 3 人に 2 台分の端末整備を支援していることや、1 人 1 台端末環境の下で児童生徒が ICT を活用して学習するためには教師分の端末の準備も不可欠であることなどを踏まえ、児童生徒用の端末、指導者用の端末の双方について必要台数を確保し、1 人 1 台端末下での学習環境の整備に遺漏なく取り組むこと。

さらに、非常時における児童生徒の学びの保障の観点からも、端末を持ち帰り、自宅等での学習においても ICT を活用することは有効であることから、各学校設置者等においては、関係者と緊密に連携して、児童生徒への適切な利活用の指導やルール設定など準備を行うとともに、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルール作りを促進することや丁寧な説明により保護者や地域の十分な理解を得られるよう努めることなど、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと。その際、経済的な理由等により家庭に通信環境が整っていない場合には、令和 2 年度補正予算に計上している「家庭学習のための通信機器整備支援」を積極的に活用すること。また、端末の持ち帰りにより様々な場面で ICT を活用した学習ができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設や放課後子供教室等の地域学校協働活動、児童福祉施設、児童相談所等の社会福祉施設や放課後児童クラブなど、学校や家庭以外の様々な場所や場面での活用も踏まえて学習支援を検討すること。

## 2. 個人情報保護とクラウド活用について

文部科学省では、GIGA スクール構想の実現に向けて、学校現場でのクラウド活用が促進されるよう、令和元年12月に、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」について、クラウド・バイ・デフォルトの原則やクラウドサービスの利用におけるセキュリティ対策を追加するなどの改訂を行ったところである。既にクラウド活用を進めている地方自治体においては、当該地方自治体の個人情報保護条例等に基づき、個人情報保護審査会の許可を得ることや、保護者の事前了解を得ることなどを通じて、学校現場でのクラウド活用を可能としている地方自治体もあることから、学校設置者におかれてはこのような事例も参考にしつつ適切な運用を行うこと。

なお、個人情報の扱いについては、現在、個人情報保護制度の見直しが政府全体で進められているところであり、文部科学省としては、こうした状況を踏まえ、学校教育における個人情報の扱いについて、各地方自治体の参考となるような情報提供を含め、必要な措置を講じる予定であること。

## 3. ICTの積極的な利活用について

文部科学省では、令和2年3月に、「学習者用コンピュータ」及び「校内LAN」整備に関する仕様書を作成する際の参考となるモデル例を「標準仕様書」として示すとともに、同仕様書には表計算ソフトやカメラなど各学校において活用することが有効と一般的に考えられる学習用ツールを示し、これらを使用できる基本モデルを地方自治体に紹介しているところである。

一方で現在、一部の地方自治体等においては関係者に適切な理由などについての十分な説明がなされないまま上記のような学習用ツールを一部使用できないよう制限するといった事例が発生しているとの指摘がある。

このことについて、文部科学省では、例えば、一部の地方自治体では、ネットワークの環境整備が整うまでの間、使用を制限する場合があることなどを把握している。また、特に義務教育段階の学校では学齢期の児童生徒が学んでおり、当該学校や地域の実情等も異なることから、児童生徒の発達段階や情報活用リテラシーの習熟度合に応じた対応・準備が必要となる場合や、保護者等の十分な理解を得る必要がある場合などには、情報モラル教育を含めた正しい利用方法等の指導を行って安心・安全に利用できる情報活用能力を身に付けたり、保護者をはじめとする関係者の理解を得たりする間、学校設置者や学校の判断の下、例えば、能力や年齢等に応じて、一時的に利用を制限するような場合も想定され得る。しかしながら、GIGA スクール構想の趣旨を踏まえれば、こうした制限は安易に行うものではなく、真に必要な場合にのみ行うべきであって、むしろ、多くの課題については、1人1台端末を積極的に利活用する中で解決を図ることこそが重要と考えられる。

以上も踏まえ、地方自治体など学校設置者等におかれては、適切な理由を説明しないままに端末利用を制限するのではなく、課題等がある場合には、

学校現場をはじめとする関係者との緊密な調整・協議を行ったり、保護者の理解等を得る努力を丁寧に行ったりした上で、児童生徒の発達段階や実情を踏まえながら、学校における ICT 環境を最大限積極的に活用していくよう留意すること。

#### 4. デジタル教科書・教材・C B Tシステムの活用等について

上記1及び2の環境整備を踏まえ、ICT を活用しつつ学びの充実を図るため、デジタル教科書・教材の活用についても検討を進めること。なお、学習者用デジタル教科書については、令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」において参加が決定した教育委員会及び学校においては、授業で積極的に活用するとともに域内への成果の普及に努めること。

また、学校・家庭においてオンライン上で学習やアセスメントが可能な CBT システムである「学びの保障オンライン学習システム (MEXCBT:メクビット)」について、令和3年度にシステムの機能の改善・拡充や地方自治体等が作成した学力調査問題等のデジタル化を行い、希望する全国の学校で活用できるようにする予定であり、今後発出する事務連絡に基づき、活用を検討いただきたいこと。なお、将来的には、地方自治体が希望する場合、本システムを地方自治体独自の学力調査等に活用できるようにすることについて検討中であり、関心のある地方自治体におかれては問合せいただきたいこと。

その他、児童生徒の学習に資する教材等を随時掲載している文部科学省の「子供の学び応援サイト」を活用することも考えられること。

また、公立学校が授業目的公衆送信補償金制度を活用する場合には、「授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金について」(令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知)において周知したとおり、本制度利用に当たり、各設置者が負担する補償金経費は、学校の管理運営に要する経費であると考えられることから、その負担を安易に保護者等に転嫁することなく、学校設置者において必要な措置が講じられるよう配慮すること。

○学びの保障オンライン学習システム (MEXCBT:メクビット) について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00001.html)

○子供の学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

#### 5. 教師の I C T活用指導力の向上

ICT はあくまでもツールであり、教師の授業力と相まって、その特性・強みを生かされるものであることに留意し、各教育委員会及び学校において、新学習指導要領を踏まえた学習活動を想定しつつ、ICT を活用した指導方法

についての研修を充実すること。

その際、独立行政法人教職員支援機構が公開している研修用動画や文部科学省が作成・公表している ICT を利用した学習活動の例を示した「教育の情報化の手引き」、各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する参考資料・解説動画、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる 1 人 1 台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた取組事例 (StuDX Style)、ICT 活用に関する専門的な助言や研修支援等を行う「ICT 活用教育アドバイザー」の活用を検討いただきたいこと。

○校内研修シリーズ (独立行政法人教職員支援機構)

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

○「教育の情報化に関する手引」について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)

○各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する参考資料

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/mext\\_00915.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html)

○各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する解説動画

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00941.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html)

○StuDX Style

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_01097.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01097.html)

## 6. 情報モラル教育等の充実について

学校における 1 人 1 台端末の本格的な運用に当たり、各学校においては、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の一層の充実を図ること。

その際、学校備品である端末等を丁寧に扱う責任を児童生徒が自覚することができるよう指導の充実を図ること。

また、「GIGA スクール構想 本格運用時チェックリスト」(別添 1) も適宜参照しつつ、端末等の適正な取扱いについて十分留意すること。

## 7. ICT の活用に当たっての児童生徒の健康への配慮等について

学校における 1 人 1 台端末の本格的な運用が始まり、また同時にデジタル教科書・教材の活用など学校や家庭における ICT の使用機会が広がることを踏まえ、「ICT の活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」(別添 2) を参照しつつ、視力や姿勢、睡眠への影響など、児童生徒の健康に配慮すること。

## 8. 保護者や地域等に対する理解促進について

GIGA スクール構想は、保護者や地域等の協力を得ながら着実に推進すべきものであることから、各学校設置者等は、関係者と緊密に連携して、適切な

機会をとらえて、保護者等に対し、当該構想の趣旨等の理解促進を継続的に図ること。

また、1で示した端末の持ち帰りを安心・安全に行う環境づくりに当たっては、「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」（別添3）も適宜参照しつつ、保護者等の協力が得られるよう丁寧な説明を行うこと。その後も、学校や地域の実情等の変化に合わせ、ICTの利活用に関する保護者等への丁寧な情報提供等に継続して取り組むこと。

1人1台端末環境の本格運用に向けて保護者等との事前確認や共通理解を図るためのパンフレットやリーフレットを作成している先行自治体の取組を参考資料のとおりまとめたので参照願いたいこと。

なお、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルール作りを促進することや、学校運営協議会や地域学校協働本部等の協力を得ることなど学校だけではなく家庭や地域とともに取組を推進することが重要であること。

#### 9. ICTの円滑な活用に向けた改善の継続について

多くの学校設置者や学校にとって、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末など充実したICT環境を運用していくことは初めての取組になることから、「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」をはじめ本通知で示した留意事項を踏まえ、ICT環境を積極的に利活用する中で一つの課題の解決を図りながら、不断の改善に取り組むことが重要であること。

また、国においても、今後継続して各地域における実践の状況を把握し、必要に応じて「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」を更新するなど適切な支援を行う予定であり、そうした取組に十分留意すること。

**【本件連絡先】**

文部科学省：03-5253-4111（代表）

（全体について）

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課（内2085）

E-mail：jogai@mext.go.jp

（GIGA スクール構想 本格運用時チェックリストについて）

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課（内2664）

E-mail：jogai@mext.go.jp

（学びの保障オンライン学習システムについて）

初等中等教育局 初等中等教育企画課（内3803）

E-mail：manabisentan@mext.go.jp

（個人情報保護とクラウド活用について）

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課（内3263）

E-mail：jogai@mext.go.jp

（児童生徒の健康への配慮について）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

E-mail：hoken@mext.go.jp